

自転車通勤者の通勤手当はどうか？

Q&A

Q：最近、エコ志向の高まりや運動不足解消の一環として、自転車がブームになっています。会社から比較的近くに住む社員から「自転車通勤に切り替えたいのですが、通勤手当は出るのですか？」と聞かれました。その場合はどうなるのでしょうか？

A：役員や使用人に通常の給与に加算して支給する通勤手当は、一定の限度額まで非課税となっています。
マイカーや自転車などで通勤している人の非課税となる1か月当たりの限度額は、片道の通勤距離に応じて、次のように定められています。

2キロメートル未満→全額課税

2キロメートル以上10キロメートル未満→4,100円まで非課税

10キロメートル以上15キロメートル未満→6,500円まで非課税

15キロメートル以上25キロメートル未満→11,300円まで非課税

25キロメートル以上35キロメートル未満→16,100円まで非課税

35キロメートル以上45キロメートル未満→20,900円まで非課税

45キロメートル以上→24,500円まで非課税

1か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。この超える部分の金額は、通勤手当を支給した月の給与の額に上乗せして所得税の源泉徴収を行います。